

規 約

明 猿 会

設立 令和4年 4月24日

改訂 令和5年 2月20日

規 約

第1章 総 則

【名称】

第1条 本会は、明猿会めいえんかいと称する。

【事務所】

第2条 本会は、事務所を東京都練馬区谷原6丁目17番16号
福明株式会社に置く。

第2章 目的及び組織

【目的】

第3条 本会は、翔猿関の活動を後援する事を軸に、幅広い年代層に翔猿関の魅力を拡
め、全国への更なる相撲会活性化を支援、激励する活動を目的とする。

【組織及び会員】

第4条 本会は、本会を目的に賛同する個人、法人、団体の有志で、入会した者（以下、
「会員」という）をもって組織する。

第3章 役 員

【役員】

第5条 本会は、明猿会役員にて運営する。

【構成】

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名以内
- (4) 役員 12名以内
- (5) 事務局長 1名
- (6) 副事務局長 1名
- (7) 会計事務 2名以内
- (8) 会計監査 2名以内

【役員を選任及び任期】

第7条 会長は、総会で選出し、他の役員は会長が指名する。

- 2 役員任期は特に設けず、自ら退任するまでとし、欠員が出た年度に総会にて会長が指名する。
- 3 役員は再任を妨げない。

第4章 会 議

【会議】

第8条 本会の会議は、総会（役員会）とする。

- 2 会議は、いずれも会長が招集し、会長がその議長となる。但し、会長に不都合が生じた場合は、副会長が代行する。
- 3 総会（役員会）は毎年1回、会計年度終了後、2ヶ月以内に開催する事とし、次の事項を議決する。
 - (1) 事業の報告及び収支決算の承認
 - (2) 事業の計画及び収支予算の決定
 - (3) 規約の改廃
 - (4) その他、会長が必要と認める事項
- 4 総会議案の議決は、総会構成員の過半数の同意をもって決する。
- 5 役員会は、会計監査を除く役員で構成し、会務遂行により都度開催する。
- 6 役員会の議事は、役員会構成員の過半数の同意をもって決する。

第5章 事 業

【事業】

第9条 本会は、本会の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 親睦会、激励会等の開催
- (2) 会報等の発刊及び配布
- (3) 会員への特典配布
- (4) その他、本会の目的達成の為に必要な事業

第6章 入 会

【入会】

第10条 本会の入会は、翔猿後援会申込書を提出し、年会費を納めた者をもって会員とする。年会費は以下のとおりとする。

- (1) 横綱会員 10万円

- (2) 大関会員 3万円
- (3) 関協会員 1万円
- (4) 小結会員（未成年）無料、但し保護者が関協会員以上である事を条件とする。
 - 2 会費の納入は、明瞭性確保の為、口座振り込みとし、振込手数料は、各自個人の負担とする。
 - 3 理由の如何を問わず会費は返還しない。また月、日割りの処置はしない。
 - 4 本会の入会資格については以下のとおりとし、項目全てに該当する者とする。
 - (1) 本規約に同意した者
 - (2) 反社会的勢力及び関係者でない者
 - (3) 過去に退会の通告を受けた事のない者
 - 5 会員種別の変更については、年度替り（毎年9月）の1カ月前までに「会員種別変更届」を事務局に提出する事により、変更の手続きを行う。変更完了の時期は毎年8月末日とし、年度途中での変更は行わない。
 - 6 各会員の階層別の特典については、約第8章の記述による。

第7章 退 会

【退会】

- 第11条 本会の退会は、退会届が受理されたのち、退会と認めら、退会届がない場合は、自動的に更新するものとする。
- 2 会員が、2年連続して年会費を納入しなかった場合は、会員資格を喪失する。
 - 3 会員が次の事由に該当すると判断した場合、役員会の決議を経て入会を拒否し、退会させる事ができる。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 本会の会員として品位を損なうと認められる行為があったとき
 - (3) 過去に退会の通告を受けた事のない者

第8章 特 典

【会員特典】

- 第12条 本会の会員については、以下の特典を設ける。
- 2 番付表の配付（年6回 一場所1枚）
 - 3 日本相撲協会カレンダー1本
 - 4 相撲観戦 席手配（別途、入場券申込書にて事前予約受付）
尚、1会員4名迄とする。
 - 5 ゆかた反物1本（大関以上）
 - 6 翔猿関激励会ほかイベント参加資格（サイン会及び写真撮影を含む）

7 小結については、上記6項の特典のみ対象とする。

※会員特典は非売品となるため、マーケットプレイス又はオークションサイト等での転売行為は禁止とする。

第9章 会計及び監査

【会計】

第13条 本会は、会費及び寄付金をもって運用する。

- 2 本会で集められた会費及び寄付金は、本会の運営、行事等に関する経費、事務局の運営及び維持管理等の必要経費にあてるものとする。
- 3 本会の会計年度は、9月1日から翌年の8月31日までとする。
- 4 本規約に定めのない事項は役員会の審議を経て会長が別に定める。

【会計監査】

第14条 会計監査員は、本会の経理につき年1回、名誉会長、会長又は副会長による本規約の改廃は、総会（役員会）において決定する。

第10章 規約の改廃

【規約改廃】

第15条 本規約の改廃は、役員会において決定する。

第11章 補則

【補則】

第16条 本規約に定めなき事項については、役員会において決定する。

附 則

1. この規約は、令和5年2月20日から施行する。